

「UQ 親子応援割」(~2024 年 5 月 31 日)提供条件書

1. 概要

「UQ 親子応援割」は、対象の料金プランにご加入いただいた 18 歳以下のお客様およびそのご家族について、UQ mobile のご利用料金割引を行う特約です。さらに、18 歳以下のお客様についてはデータ容量の増量を行います。

2. 提供条件

(1) 受付期間

2023 年 12 月 1 日(金) ~ 2024 年 5 月 31 日(金)

(2) 適用条件

区分	適用条件
ア 18 歳以下のお客様	次の全てを満たすこと。 ①表 1 の対象料金プランに新たにお申込みいただくこと。 ②①のお申込み時点の契約者の年齢(利用者登録をされている場合は利用者の年齢とします。)が 5 歳以上 18 歳以下であること。 ③その回線について、本特約の適用を過去に受けていないこと。
イ アのご家族のお客様	次の全てを満たすこと。 ①表 1 の対象料金プランに新たにお申込みいただくこと。 ②アの適用条件を満たすお客様と同一の自宅セット割/家族セット割グループにご加入いただいていること(①を満たした後にご加入の場合は、その時点で表 1 の対象料金プランにご加入中であること。)*1。 ③その回線について、本特約の適用を過去に受けていないこと。

*1:2021 年 11 月 24 日以前に「自宅セット割 でんきコース」にご加入であって、イの①のお申込みまでに当社が所定の登録を完了していない場合、自宅セット割/家族セット割グループのご加入のお申込みが別途必要です。

【表 1:対象料金プラン】

対象料金プラン
コミコミプラン

(3) 内容

区分	内容*2	
	特典①	特典②
ア 18 歳以下のお客様	最大 12 ヶ月間、UQ mobile のご利用料金から税抜額 1,200 円	最大 13 ヶ月間、データ容量を 10GB 増量
イ アのご家族のお客様	(税込額 1,320 円)を割引	

*2:詳細は「3. 重要事項」をご確認ください。

3. 重要事項

(1)適用・廃止について

【特典①】

- 本特約の適用条件を満たした日の翌月ご利用分から割引を適用します。
- ご利用料金の額が割引額に満たない場合、ご利用料金の額を上限として割引きます。

【特典②】

- お申込み月から本特約を適用します。ただし、対象料金プランの適用開始がお申込み翌月の場合、本特約についてもお申込み翌月から適用し、適用期間は最大 12 ヶ月間とします。

【共通】

- 端末の故障修理や代用機貸し出しなど所定のお手続き中または新規契約、他社からの乗りかえ(MNP)もしくは機種変更のお手続きが完了していないときは、本特約の適用が遅れるまたは適用しない場合があります。
- 対象料金プラン以外の料金プラン(コミコミプラン+を除きます。)への変更、解約、譲渡、承継、新たな利用者登録または登録利用者の変更の申込みがあった場合、当月利用分をもって本特約の適用を終了します。ただし、月の初日に対象料金プラン以外への変更が行われた場合、前月利用分をもって本特約の適用を終了します。
- コミコミプラン+への変更があった場合、当月利用分(月の初日にコミコミプラン+への変更があった場合は、前月利用分とします。)をもって特典②の適用を終了します。特典①の適用は継続します。
- 上記に定めるほか、適用条件の区分イのお客様については、同一の自宅セット割/家族セット割グループに、本特約の適用を現にまたは過去に受けている区分アのお客様の回線(対象料金プラン以外の料金プラン(コミコミプラン+を除きます。)への変更、承継、新たな利用者登録または登録利用者の変更の申込みがあったものを除きます。)が属さなくなった場合、当月利用分(月の初日の対象料金プラン以外の料金プラン(コミコミプラン+を除きます。)への変更により属さなくなった場合は、前月利用分とします。)をもって本特約の適用を終了します。

(2)その他のご注意事項

- KDDI/沖縄セルラーが実施する他のサービス・キャンペーンとは併用できない場合があります。
- 別途、基本使用料、通話料、データ通信料、オプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等がかかります。
- 別途契約にかかる費用は店頭にてご確認ください。
- 本提供条件書および契約約款等(UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款、UQ mobile 通信サービス契約約款その他 KDDI/沖縄セルラーの各契約約款および各規約をいいます。以下同じとします。)の規定により支払いを要する額は、本提供条件書および契約約款等に記載の税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

■提供条件書について

- ・KDDI/沖縄セルラーは、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、KDDI/沖縄セルラーは、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供

条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

- ・電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、KDDI/沖縄セルラーからの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知および説明に代え、予め、KDDI/沖縄セルラーのホームページにその内容を掲示します。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等の規定を適用します。契約約款等の詳細は、KDDI/沖縄セルラーのホームページでご確認いただけます。

■作成日:2023 年 12 月 1 日

■最終更新日:2024 年 11 月 12 日